

ブラジルにおける土地なし農民コミュニティに対する教育

—土地なし農民運動 (MST) に着目して—

田村 徳子

はじめに

ブラジル連邦共和国 (以下、ブラジル) のアマゾンでは、貧困層の人々が私有地に侵入し、そこで農業を営む光景が見られる。このような活動は土地なし農民運動と呼ばれ、1970年代ごろからブラジル全土で展開している。この活動によって形成されたコミュニティは、一方では「インヴァズン (invasão: ポルトガル語で『侵入』、『侵略』という意)」と呼ばれ、他者の権利を侵害するものとして社会的に差別的な扱いを受けることがある。しかし他方では、農地改革の一環として行政が介入し、耕作権が与えられる事例も多々みられる¹⁾。耕作権を得たコミュニティは「アセンタメント (assentamento): ポルトガル語で『定住』、『居住地』という意)」、耕作権を得る前あるいは手続き段階にあるコミュニティは「アカンパメント (acampamento): ポルトガル語で『野営地』、『キャンプ地』という意)」として、公式に認知されている。本稿では、この土地なし農民運動によって形成されたアセンタメントやアカンパメントに暮らす人々に対する教育について、この運動を主導する組織の1つである MST (Movimento dos Trabalhadores Sem Terra) に着目し、論じるものである。なお、アセンタメント・アカンパメントの正確な統計データは把握されていないが、本稿で扱う MST について言及すると、MST は現在ブラジル全 26 州のうち 23 州で活動を展開しており、40 万のアセンタメントと 15 万のアカンパメントを形成し、約 150 万人がこの運動に参加している²⁾。

ブラジルの土地なし農民運動に関する研究に関しては、日本ではいくつか存在する。それらの研究をみると、その大半が MST に関するものである。まず、教育の分野に限定せずにとみると、土地利用の問題を扱った大築 (2003) や、民衆社会運動として取り上げた幡谷 (2007)、持続可能な社会のための社会的ビジネスモデルとして位置づけている近藤 (2009) などが挙げられる。教育分野に特化してみると、MST を報じているものとして田村 (2009) があるが、詳細には論じられていない。他方、海外の研究に目を向けてみると、Kane (2000) や Diniz-Pereira (2002)、McCowan (2003) など、MST の教育に関する研究は少ないながらもいくつか存在する。これらの研究は MST の教育活動を把握するうえで手がかりとなるものではあるが、ブラジルの教育全体におけるその位置づけを捉える視点が欠けている。

土地問題や土地なし農民に類する問題は、ブラジルのみならず、他の中南米諸国や途上国に共通する問題である。とりわけブラジルでは、土地問題が世界でも有数の極端に偏った貧富の格差を生じさせている要因となっており、土地の再分配が喫緊の課題となっている。周知の通り、貧困と教育には深い関係があるといわれているが、土地を所有することができなかった人

たちの多くは、雇用主の元で低賃金労働に就いてきた貧困層であり、教育や福祉など公的サービスへのアクセスを制限されてきた人たちである。彼らの生活状況を改善するためには、土地を分配するだけでなく、同時に、彼らおよびその子弟に対する公的サービスの保障もおこなっていくことが必要である。ブラジルの土地なし農民運動は、このような土地問題に付随する社会的問題を、貧困層自身からは正していこうとする運動であると捉える見方もある（近藤 2009 年、272 頁）。したがって、ブラジルの土地なし農民運動が展開する教育を扱うことは、ブラジルの教育の全体像を把握する一助となるだけでなく、同様の問題を抱える他の諸国に対して、一つの解決のあり方を提示することができると考えられる。

以上のことを踏まえ、本稿では、土地なし農民運動によって形成されたアセンタメント・アカンパメントに暮らす人たちに対する教育がいかなるものであるのかを、MST の教育活動を中心に考察することを目的とする。そのために、本稿は以下のように進めていく。まず、1 ではブラジルにおける土地なし農民運動および MST の活動について整理し、まとめる。次に 2 では MST が展開する教育活動を概観し、MST が実践する教育の特徴を明らかにする。さらに 3 において、MST の教育活動とブラジルの公教育との関係を分析する。それらを踏まえ、最後に土地なし農民コミュニティに対する教育のあり様を、MST が果たす役割を考慮しながら考察する。

なお、本稿で使用する用語について、ここで説明を加えておく。日本の土地なし農民運動に関する研究においては、社会運動の名称である「土地なし農民運動」と、組織の名称である「MST」とが同一視されることがしばしばある。これは MST (Movimento dos Trabalhadores Sem Terra) の組織名自体が「土地なし農民運動」であるために生じているものである。しかし MST はあくまでも土地なし農民運動を実践する組織の一つであり、土地なし農民運動を実践・支援する組織は MST 以外にも存在する³。本稿では、運動の総称としての土地なし農民運動と、組織名としての土地なし農民運動を区別するために、前者を「土地なし農民運動」、後者を「MST」とする。

1. 土地なし農民運動

本節では、土地なし農民運動の背景を確認したうえで、その運動を実践する MST の活動について整理し、まとめる。

1. 1 土地なし農民運動の背景

まず、土地なし農民運動の活動内容を把握するために、運動の背景となるブラジルの土地問題とそれに関連する所得格差の問題について確認する。

ブラジルには植民地時代の大土地所有制を端に発する非常に歪んだ土地分配様式が存在する。具体的に数値で確認すると、ブラジルの全農地の 60% を人口の 5% にも満たない大地主が所有し、わずか 0.5% の農地を人口の 20% 強を占める零細農家が所有している（細江 2009 年、120 頁）。さらに土地を所有することができない、いわゆる土地なし農民といわれる農家も存在する。これは 1970 年代の輸出主導の農業生産の政策を契機に拡大したとされる社会集団である。この時代に導入された農業生産の近代化は、大土地所有者に有利に働き、零細農家が土地

を手放さなければならない状況を生じさせると同時に、機械化が大農地における零細農業従事者の季節労働の雇用を減少させた。その結果、1980年代には、土地なし農民の数は480万世帯、1500万人にまで膨れ上がったとされている（Voltmeyer, Petras and Vieux 1997, p.181）。しかし一方で、大地主が所有している広大な土地のなかには農地として利用されることなく放置されているものが多く存在しており、不平等な土地分配の問題は現在でも受け継がれている。

さらにこの土地分配様式に派生する所得格差も問題となっている。ブラジルの貧富の差を、所得分配の不平等さを示すジニ係数でみると、2011年のデータにおいて0.501と、1991年の0.637や2001年の0.571に比べ、所得格差は縮小傾向にありつつも⁴、社会騒乱多発の警戒ラインといわれている0.4をはるかに超えている。このことから、ブラジルにおける不平等な所得分配の状況は未だに深刻であるといえる。

以上のように、ブラジルでは植民地時代における大土地所有制が、ブラジルに零細農民と土地なし農民を社会に底辺に位置づけるような社会構造を作り上げ、彼らの地位向上を阻むものとして機能してきた（田村 2009、178頁）。その結果、土地を持つことが制限されてきた零細農民や土地なし農民は、同時に保健衛生・医療・教育の機会をも制限され、社会的抑圧を受けてきたのである。彼らの中には都市部で不法に土地を占拠し、ファベータと呼ばれるスラム地区を形成するものがあり、また一部には農村地域の未開拓の土地に侵入し、そこでコミュニティを形成するものもいた。前者のような都市における土地への不法侵入の問題は、“sem-teto”（屋根なし）と呼ばれる都市部の住宅問題改善を要求する社会運動に発展し、後者のような農村地域における土地の不法侵入問題は、土地なし農民運動として社会運動に発展している。本稿で扱うのは後者であり、その運動を主導する代表的な組織のMSTである。以下、MSTが展開する運動について確認する。

1. 2 MSTの概要

MSTの起源は、ブラジル司教会議（CNBB: Conferência Nacional dos Bispos do Brasil）で結成された司牧土地問題委員会（CPT: Comissão Pastoral da Terra）のなかに興った土地改革を求める運動にある。MSTは1984年に設立され、その目的として、①「土地をめぐる戦い」、②「農地改革のための戦い」、③「より公正かつ友愛な社会を実現に向けての努力」の3つが掲げられている⁵。これらの目的を達成するために、MSTは生産活動に利用されていない土地を占拠するという手段を以って、その土地を獲得しようとする。一見すると強引ともいえるMSTのこのやり方に対して、一部メディアからは単なる暴力的な農地の不法占拠であると糾弾されることもある。しかし最高裁判所はMSTの土地の占拠に対し違法ではないという判断を下しており⁶、さらに1988年憲法第186条「すべての土地は生産活動に使用されなければならない」という一文もMSTの活動の根拠となっていることから、MSTの運動には法的に一定の正当性が与えられているといえる。MSTが主張するのは、違法なのは土地を利用していない土地所有者の方であり、政府はそのような土地所有者から土地を取り上げなければならない、ということである。実際、土地なし農民運動によって占拠された土地が利用されていたか否かは、国立植民農地改革院（INCRA: Agrarian Reform Institute）が判断することとなっており、土地が利用されていないと判断された場合、国立植民農地改革院が土地を地主から強制

的に買い上げ、占拠者に分配する方式が確立している。土地の占拠・獲得を通して MST が目指しているものは社会の変革であり、社会主義的な社会の構築である。

また、MST は先に述べた3つ目の目的を果たすために、土地を求める運動に留まらず、あらゆる社会的権利の獲得を目指す活動をおこなっている。その領域は「コミュニケーション」、「文化」、「教育」、「ジェンダー」、「健康」、「人権」、「国際関係」、「生産」、「青少年」と多岐に亘る。このような活動を展開する MST は、活動開始以来、ブラジル国内においては最も有効な社会運動として、ラテンアメリカにおいても最も重要な社会運動として位置づけられてきた (Wright and Wolford 2003, p.XV)。さらに国際社会においては UNESCO や UNICEF から資金援助を受けるなど、その活動が支持されている。

2. MST の教育

前節では MST の活動全般を概観した。ではいったい、MST は教育の分野においてどのような活動をおこなっているのであろうか。本節では MST が実践する教育を取り上げ、その内容を明らかにする。

2. 1 MST における教育活動の導入と展開

MST は設立当初から教育に対して関心を向けていた。なぜなら、入植した土地において子どもが通う学校が欠如しているという問題に直面していたからである。さらに成人の多くが非識字者であったことから、農業生産の効率化や効果的な政治参加をおこなうための基礎知識を確立する場が必要であった (McCowan 2010, pp.32-33)。そこで、コミュニティにいる学校を卒業した者を教師として、子ども向けの教育や成人向けの識字教室を始める動きがおこった。これが MST による教育活動の始まりである。これらの教室は、地方行政との交渉を経て、次第に公式な学校として認められるようになった (McCowan 2010, p.33)。

また、MST 自体も組織としての体系だった教育活動の必要性から 1987 年にサンパウロに教育セクターを設け、アセンタメント・アカンパメントの子どもや青少年、成人に対して、すべての教育段階における公教育へのアクセスや無償性、質の保証を求める活動を始めた。具体的には、移動式学校 (Escolas Itinerantes) 設置の推進や、識字キャンペーンの実施、青少年・成人に対する基礎教育のコース、政策形成コース、技術コースの開設などが挙げられる。MST (2010) によれば、州や市に働きかけることによって、これまでに 1～4 学年までの 1,800 校、5～8 学年までの 400 校、中等教育機関の 50 校がアセンタメントやアカンパメントに設置されている。さらにアカンパメントに関しては、居住地が確定していないという点を考慮し、移動式学校 32 校が設立されている (MST 2010, pp.23-24)。移動式学校も含めたこれら MST の運動によって設立された学校 (以下、MST の学校) はすべて州あるいは市が設置主体となっている公立学校である。MST が公立学校へのアクセスを求めるのは、これまで社会的排除を受けてきた人々がブラジル社会のなかで正当な権利を獲得することを目指しているからである。

2. 2 MSTの教育理念

MSTが掲げる社会の変革という目的は教育の分野においても反映されている。MSTは教育を、社会を変化させるための基礎的な形成過程であると位置づけ、農村改革および社会の民主化のための必要条件として捉えている⁷。そのうえで、教育活動をおこなう意義として、MSTの活動メンバーを育成することと、土地なし農民の生活を基盤とした教育を提供できることの2つを提示している(D'Agostini 2009, p.114)。それらは、生産や集団組織の発展を促進するものであり、彼らを取り巻く現実を克服するための具体的な知識や経験を提供するものとしている。

これらを踏まえ、MSTが基盤を置く教育哲学の原理には次の5点が掲げられている。すなわち、①「社会改革のための教育」、②「仕事と協同のための教育」、③「多様な人格のための教育」、④「人間中心主義と社会主義を伴った／のための教育」、⑤「人格の形成および改革の普遍の過程としての教育」である。教育哲学の第一番目の原理に置かれている「社会改革のための教育」は、パウロ・フレイレの理論を取り入れたものであり、非抑圧者(=土地へのアクセスを制限されてきた人々)が抑圧者(大土地所有者)の支配から脱却するための教育が目指されている。また、教育方法の原理には次の13点が提示されている。それは、①「理論と実践の関連」、②「教育と研修の過程における方法の組み合わせ」、③「知識の生産に基づく現実」、④「社会的に有用な内容」、⑤「仕事のための、仕事を通しての教育」、⑥「教育課程と政策過程の有機的な連結」、⑦「教育課程と経済過程の有機的な連結」、⑧「教育と文化の有機的な連結」、⑨「民主的な運営」、⑩「児童・生徒による自主組織」、⑪「集団の教育方法の形成と普遍的な教員養成」、⑫「探究の姿勢とスキル」、⑬「集団の教育課程と個人の教育課程の組み合わせ」である。このなかで、理論と実践の両方を取り入れようとする教育方法原理①、③、⑤において、知識に基づいた実践をおこなうことが非抑圧者の自由の獲得につながるとするフレイレの思想の影響が読み取れる。さらに、非抑圧者の解放のための手段としてフレイレが提唱している「対話」が、教育方法原理⑨「民主的な運営」や、教育方法原理⑩「児童・生徒による自主組織」に反映されていると捉えられる。

MSTがおこなう教育方法について付加すべき特徴的な点として、多くのコースにおいて「学校の時間」と「コミュニティの時間」と呼ばれる時間が取り入れられていることが挙げられる。これは、ローテーション方法と呼ばれるもので、教師と児童・生徒が教室のなかで学習する時間とコミュニティで学習する時間を組み合わせておこなわれる。

以上に確認した教育哲学や教育方法のあり方は、一般の公立学校と概括的に比較すると次のような違いが指摘できる。すなわち一般の公立学校では教室内における知識伝達が重視され、知識と実践が関連付けられることはほとんどない。これに対し、MSTの学校では、知識の伝達のみならず、その知識を基盤とした実践をも重視し、教室内の活動に留まらず、生活空間であるコミュニティにおける活動も取り入れている。このような知識と実践を関連付けようとする点がMSTの学校の特徴であると考えられる。

3. ブラジルの公教育と MST の教育の関係

前節では、MST がおこなう教育についてみてきたが、MST がおこなうこれらの教育は決して政府から独立した活動に留まっているわけではない。本節では、MST の教育とブラジルの公教育との関連を確認する。

3. 1 公立学校としての MST 学校

先述の通り、MST は社会を改革することを目的に、独自の理念に基づいた教育を提供している。しかしながら MST の興味深い点は、その教育が決して公教育と無関係ではないところにある。

MST は、教育がすべての人の基本的権利であり、あらゆる教育段階における学校教育への普遍的なアクセスが公立の学校によって無償で保障されなければならないという立場を取っている。その上で、土地なし農民コミュニティおよび農村地域に暮らすすべての人々に教育の権利を保障することが国の義務であると主張している⁸。教育の権利については、1988 年憲法において「教育はすべての者の権利であり、国家および家庭の義務」(205 条)であること、さらに「学校の入学や在学の条件を平等にする」(206 条)ことが明記されており、このことはたとえ法的な正当性を得ていない段階であっても、運動によって形成された土地なし農民コミュニティに暮らす人にも教育を受ける権利があることを示している。MST が要求しているのは公教育へのアクセスであり、そのため MST が求めているのは上述した通り公立学校である。MST はこれまでに州や市に働きかけ、アセンタメント・アカンパメントにつくられた学校を公立学校として認めてもらうこと、あるいはアセンタメント・アカンパメントに公立学校を獲得することに成功してきた。しかし公立学校である MST の学校は前節で確認したように一般の公立学校とは異なった特徴的な教育活動をおこなっている。それは、学校運営が MST のメンバーが関与しながら MST の理念に基づいておこなわれているからである。MST の学校では、教師のあり方⁹や授業内容に MST の考え方が強く影響しているのである。

また、当然のことではあるが、公立学校である MST の学校で働く教師の給与は州あるいは市の予算から出ている。そして、MST の学校で働く教師のなかには MST の研修を受けた教師もいるが、そうでない一般の教師もいる。これら MST の教師と一般の教師との間には問題が生じることが指摘されているが (Kane 2000, p.44)、一般の公立学校の教師が MST の学校に見学に来るなどの交流があることから、MST の学校が農村地域に対する教育のあり方を提示する一モデルとして捉えられていることが窺える。

また MST も国家プロジェクトのなかで実施されている教育キャンペーンの支援もおこなっており、具体的には教育省がおこなう非識字撲滅キャンペーンを担当する機関としての役割も担っている。

ちなみに、MST に限ったことではないが、アセンタメントやアカンパメントの子どもがコミュニティ外にある一般の公立学校へ就学すること自体には問題は生じていない。これは上述の通り、憲法で教育を受ける権利が保障されており、アセンタメントやアカンパメントに居住していることが入学の障害にならないためである。入学手続きで求められる書類は学校により多少の違いはあるが、たとえ住所を証明する書類の提出が求められた場合でも、それが困難な

場合は免除されるなどの措置がとられ、入学希望者の入学が拒否されることはほとんどない。

3. 2 PRONERA (国家農村教育改善プログラム)

MSTは農村地域を対象とする国家教育プログラムであるPRONERA (Programa Nacional de Educação na Reforma Agrária: 国家農村教育改善プログラム)にも大きな影響を与えている。PRONERAとは1998年に始められた国家教育プログラムであり、その対象は農村地域ではあるが、アセンタメントやアカンパメントがその主な対象となっている。Andrade and di Pierro (2004)の調査によると、2002年には404の市町村、881のアセンタメントにおいて約2万4000人の児童・生徒がPRONERAに参加している(Andrade and di Pierro 2004, p.153)。このプログラムは国立植民農地改革院の予算で実施されており、教育プログラムではあるが農地改革の一環として取り組まれている。このPRONERA開始は、1997年にMST、ブラジリア大学、UNICEF、UNESCO、ブラジル司教会議が農地改革における教育者国家会議I (I Encontro Nacional das Educadoras e Educadores da Reforma Agrária: I ENERA)を開催したことを契機としているが、その後のプログラム開発の過程においてもアセンタメントに対する教育経験を豊富に持つMSTが主となって関わってきた。それは、次に示すPRONERAの目的やプロジェクト内容、教育方法からもみて取れる。

PRONERAの目的には次の3点が掲げられている。それは、①「国家農地改革プログラム (Programa Nacional de Reforma Agrária)の対象者である青少年や成人に対して、すべての教育レベルと知識領域にフォーマル教育を提供する」、②「国家農地改革プログラムにおける公教育へのアクセス状況を改善する」、③「農村地域のアセンタメントの発展において、アセンタメントにおける教育活動や技能を発展させ、教師の研修や資格を提供する」である(INCRA 2011, p.13)。このようなPRONERAにはアセンタメントの識字率の低さや、アセンタメントに対する教育政策の欠如を緩和させる目的があった。

PRONERAが提供する教育プロジェクトには、①初等・中等教育における青少年や成人に対する識字教育、②教育改革の領域における初等教育の教師に対する研修と教育、③中等教育、あるいは高等教育レベルを修了していない教師に対する教育レベル向上のための初期・継続教育の形成、④職業教育が付随あるいは統合した、もしくは伴わない中等教育レベルの形成、⑤職業技能コース、⑥農村地域の持続的な発展を促進することを目的とした、国家や州、市町村の高等教育レベルにおける異なった知識の領域に関する職業教育の形成、⑦農村の居住地および農村教育における専門化、が設置されている(INCRA 2011, p.18)。

さらに教育方法に着目すると、初等・中等・高等教育のコースや農村教育方法のコース、職業訓練コースなどPRONERAの多くのコースにおいてMSTの教育と同様の「学校の時間/コミュニティの時間」の教育方法が取り入れられている(Antunes-Rocha and Munarim 2011, pp.175-178)。この教育方法の発展のためにMSTは大学と共同でプロジェクトを持ち、研究をおこなっている。

このようにPRONERAの教育目的や内容、教育方法をみてもMSTの教育と重複するものが多く、このプログラムにおけるMSTの影響力が窺い知れる。このようにMSTは公教育と無関係なものではなく、むしろ土地なし農民コミュニティを含む農村地域に対する公教育に積極

的に関与し、その発展に携わってきたといえる。

おわりに

本稿ではブラジルにおける土地なし農民コミュニティに対する教育に関して、MST に着目し、分析をおこなった。このことをまとめると以下ようになる。

まず、ブラジルの土地なし農民運動は大土地所有制に起因する社会的抑圧を受けてきた人々によって始められた社会運動であり、その運動を主導する MST は土地に関する活動のみでなく、ブラジル社会を変革するという目的の元に多様な領域に亘る活動をおこなってきた。とりわけ、現在の社会のあり方を否定し、社会主義的な社会の構築を求めている点が特徴である。

そのような社会の改革を目指した MST の活動は教育分野においても反映されており、その基盤にはパウロ・フレイレの理論が取り入れられている。MST が実践する教育は、アセントメント・アカンパメントに暮らすすべての世代の人々に対して、あらゆる教育段階の公教育へのアクセスの獲得や教育の質の保障を目指したものであり、運動の理念が反映された独特な教育活動を展開している。MST が掲げる教育哲学の原理や教育方法の原理のなかに、農村社会の生活と教育とを関連付けることや、社会主義の立場を取ることが組み込まれていることも特徴である。加えて、MST が取り入れている教育方法には、教室内で学習する「学校の時間」と、コミュニティで学習する「コミュニティの時間」を相互に取り入れた方式を採っていることも特色として指摘できよう。

さらに、そのような独自の方式を持つ MST の教育は、ブラジルの公教育のなかで展開され、ブラジルの公教育の普及に貢献している。さらに農村教育政策における国家教育プロジェクトである PRONERA のなかにも MST の教育は反映されている。

以上の分析を通して明らかになったことは、ブラジルでは土地なし農民運動によって形成されたコミュニティ、すなわちアセントメント・アカンパメントに暮らす人々に対する教育が、MST を通して、一般の公教育とは異なる内容を伴いながらも、公教育のなかで提供されてきたということである。その意味で MST は、アセントメントやアカンパメント、さらには農村教育の領域における教育アクセスおよび教育の質の向上に貢献してきたといえる。さらにこのことは、ブラジルの教育をみる際、MST を主とする社会運動の重要性の視点を示しているといえよう。

本稿では、ブラジルの土地なし農民運動について、これまでほとんど着目されることのなかった教育の観点から取り上げ、土地なし農民コミュニティにおける教育の全体像の解明を試みた。本稿はその第一段階として、土地なし農民運動を主導する MST を取り上げ、MST が実践する教育活動をマクロ的視点から検討を加え、アセントメント・アカンパメントに暮らす人々に提供されている教育の特徴を把握しようとした。しかしながら、MST が関わるアセントメント・アカンパメントすべてが独自の学校を有しているわけではなく、コミュニティ外にある一般の公立学校に就学していることもある。また、すべてのアセントメント・アカンパメントが、MST に関連しているわけではなく、MST が目指すものとは異なる独自の教育活動を展開しているものもある。今後は、それらアセントメント・アカンパメントの多様性を踏まえつつ、

それぞれの教育活動について調査を深め、全体像を把握するように努めることを課題とする。

【参考・引用文献】

(外国語文献)

- D'Agostini, Adriana. *A Educação do MST no Contexto Educacional Brasileiro*. Universidade Federal da Bahia Faculdade de Educação, 2009.
- Andrade, Márcia Regina e Di Pierrô, Maria Clara. *Relatório Geral. Avaliação Externa do Programa PRONERA – Programa Nacional de Educação na Reforma Agrária*. São Paulo, 2004. (http://www.acaoeducativa.org/portal/images/stories/pdfs/relatorio_final%20pronera.pdf)
- Antunes-Rocha, Maria Isabel e Munarim, Antonio. “Tempo-Comunidade/Tempo-Escola: Alternância como Princípio Metodológico para Organização dos Tempos e Espaços das Escolas do Campo”, dos Santos, Clarice Aparecida, Molina, Mônica Castagna e dos Santos Azevedo de Jesus, Sonia Meire (eds.). *História do PRONERA: Contribuições do Programa Nacional de Educação na Reforma Agrária para a Educação do Campo no Brasil*, 2011, pp.171-186.
- Caldeira, Rute. ““My Land, Your Social Transformation”: Conflicts within the Landless People Movement (MST)”. *Journal of Rural Studies*, Vol.24, No.2, 2008, pp.150-160.
- CEPAL. *Panorama Social de América Latina 2009*. Santiago, 2009.
- Chase, Jacquelyn. “The Place of Pluriactivity in Brazil’s Agrarian Reform Institutions.” *Journal of Rural Studies*, Vol.26, No.1, 2010, pp.85-93.
- Diniz-Pereira and Julio Emilio. *Teacher Identity Construction in Different Contexts of Teacher Education in Brazil*. 2002.
- Fanelli, Luca and Sarzynski, Sarah. “The Concept of Sem Terra and the Peasantry in Brazil.” *Journal of Developing Societies*, Vol. 19, No.2-3, 2003, pp.334-364.
- Galindo, Maurilio. “The Return of Radicalism to the Countryside: the Landless Movement.” Duquette, Michel *et al.* (eds.). *Collective Action and Radicalism in Brazil: Women, Urban Housing and Rural Movements*. University of Toronto Pr, 2005, pp.130-155.
- Ghanem, Elie. “Social Movements in Brazil and Their Educational Work”. *International Review of Education/Internationale Zeitschrift fuer Erziehungswissenschaft/Revue Internationale de l'Education*, Vol.44, No.2-3, 1998, pp.177-189.
- INCRA. *Manual de Operações do PRONERA*, 2011.
<http://www.incra.gov.br/index.php/reforma-agraria-2/projetos-e-programas-do-incra/educacao-no-campopronera>. (最終アクセス：2012年9月1日)
- Ishimaru, Kanae and Kobayashi, Shigeo. “Significance of Natural Commons and Production on Landless Peasants Invading Secondary Forest of Lower Amazonian

- Basin.” The Rehabilitation of Tropical Degraded Forest and Local Community Living with Forest. The Mitsui & Co., LTD. Environment Fund7-078, 2011.
- Japan Bank for International Cooperation. *Sector Study for Education in Brazil: Summary*. (JBIC Sector Study Series 2004-No.2) Japan Bank for International Cooperation, 2005.
- Kane, Liam. “Popular Education and the Landless People’s Movement in Brazil (MST)”. *Studies in the Education of Adults*, Vol.32, No.1, 2000, pp.36-50.
- McCowan, Tristan. “Participation and Education in the Landless People’s Movement of Brazil”. *Journal for Critical Education Policy Studies*, Vol.1, No.1, 2003. <http://www.jceps.com/?pageID=article&articleID=6>. (最終アクセス：2012年9月1日)
- McCowan, Tristan. “Towards an Understanding of the Means-Ends Relationship in Citizenship Education”. *Journal of Curriculum Studies*, Vol.41, No.3, 2009, pp.321-342.
- McCowan, Tristan. “School Democratization in Prefigurative Form: Two Brazilian Experiences”. *Education, Citizenship and Social Justice*, Vol.5, No.1, 2010, pp.21-41.
- Mitidiero. “A Luta Pela Terra no Campo Brasileiro: uma Análise de Dado.” *Revista Cadernos do Logepa*, Vol. 3, No. 2, 2004, pp.36-52.
- MST. “Dossiê MST Escola: Documentos e Estudos 1990-2001”. *Caderno de Educação*, No.13, Veranópolis: Iterra, 2005.
- MST. “Lutas e Conquistas.” São Paulo: MST, 2010.
- Salete Caldart and the Movement of Landless Workers, “Brazil. Pedagogy of the Landless (Brazil).” Wrigley, Terry, Thomson, Pat, Lingard, Robert (eds.). *Changing Schools: Alternative Ways to Make a World of Difference*, Routledge, Taylor & Francis Group, 2011, pp.71-84.
- Voltmeyer, Henry., Petras, James and Vieux, Steve. *Neoliberalism and Class Conflict in Latin America : a Comparative Perspective on the Political Economy of Structural Adjustment*. Basingstoke: Macmillan Press, 1997.
- Wittman, Hannah. “Reframing Agrarian Citizenship: Land, Life and Power in Brazil”. *Journal of Rural Studies*, Vol.25, No.1, 2009, pp.120-130.
- Wright, Angus and Wolford, Wendy. *To Inherit the Earth: the Landless Movement and the Struggle for a New Brazil*. California: Food First Books, 2003.

(日本語文献)

- 江原裕美「1990年代ブラジルの初等教育改革政策」『帝京大学外国語外国文学論集』第10号、2004年、65-98頁。
- 江原裕美「ブラジルの教育」
http://www.edu.gunma-u.ac.jp/~furuya/kaken/ebara_report1.pdf
- 大築圭「1990年代ブラジルアマゾン東部開拓地域における土地所有の集中に関する事例研究」『熱帯農業』第47号、第3巻、2003年、155-161頁。

- 近藤エジソン謙二「より良い社会を構築するための戦略：ブラジルの土地なし農民労働者運動の教訓」萩原八郎・田所清克・山崎圭一（編）『ブラジルの都市問題：貧困と格差を越えて』春風社、2009年、271-318頁
- 篠田武司「社会関係資本と『安心社会』」篠田武司・宇佐見耕一（編）『安心社会を創る：ラテン・アメリカ市民社会の挑戦に学ぶ』新評論、2009年、59-82頁。
- 田村梨花「ブラジル都市貧困地域におけるコミュニティ教育」『ラテンアメリカ・レポート』第17号（1）、2000年、40-50頁。
- 田村梨花「教育開発と社会の変化：格差是正への取り組み」堀坂浩太郎（編著）『ブラジル新時代：変革の軌跡と労働者党政権の挑戦』勁草書房、2004年、139-160頁。
- 田村梨花「ブラジルの社会政策における市民社会との連携」『イベロアメリカ研究』第29号（2）、2007年、45-64頁。
- 田村梨花「NGOによる教育実践と子どものエンパワーメント：ブラジルの事例から」篠田武司・宇佐見耕一（編）『安心社会を創る：ラテン・アメリカ市民社会の挑戦に学ぶ』新評論、2009年、175-201頁。
- 幡谷則子「ラテンアメリカの民衆社会運動：抵抗・要求行動から市民運動へ」重富真一（編）『開発と社会運動：先行研究の検討』アジア経済研究所、2007年、141-147頁。
- 細江葉子『『貧困』概念と政策の変遷』篠田武司・宇佐見耕一（編）『安心社会を創る：ラテン・アメリカ市民社会の挑戦に学ぶ』新評論、2009年、103-129頁。
- 三田千代子「ブラジルの『人間の安全保障』を考える：貧富の格差と人種」上智大学・イベロアメリカ研究所、上智大学・社会正義研究所『発展途上国における人間の安全保障：アジアとラテンアメリカの比較：日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金共同研究報告書（2004-2005年度）』上智大学イベロアメリカ研究所、2006年。
- 米村明夫（編著）『貧困の克服と教育発展：メキシコとブラジルの事例研究』明石書店、2007年。

（参考ウェブサイト）（すべて、2012年12月1日最終アクセス）

MST

<http://www.mst.org.br/>

ニッケイ新聞（2008年7月28日付）

<http://www.nikkeishimbun.com.br/080729-22brasil.html>

【註】

1 一ツ橋大学経済学研究所の水岡不二雄教授が提供するウェブサイトによると、土地に関する権利には、所有権と耕作権の2種類があるが、前者には土地を経済的・社会的に充用し、自由に売買したり、地形を改変したり、木を勝手に切り倒したりする権利が含まれているのに対し、後者には自由処分権が含まれていない。つまり、他者が所有権を持つ土地をそのままの姿で充

用する権利を許されているに過ぎないということである。本稿で扱う MST 運動は、土地の占有権の獲得を目指した運動である。その理由は、MST 自体が所有権社会そのものを否定し、オルタナティブな空間所有のあり方を模索する運動、すなわち空間を個人の所有物とせずそこに住む人々の総有のものとすることを目指す運動であるためである。

(<http://econgeog.misc.hit-u.ac.jp/excursion/04Brazil/15mst/15mst.html>. 2012 年 12 月 1 日最終アクセス)

² MST のホームページ <http://www.mst.org.br/> を参照。(2012 年 12 月 1 日最終アクセス)

³ Mitidiero (2004) によると、土地なし農民運動を支援する組織としては、MST 以外に CUT (Central Unica dos Trabalhadores) や CPT(Comissão Pastoral da Terra)、FETAGRI (Federação dos Trabalhadores na Agricultura no Estado de Mato Grosso) などの団体がある (Mitidiero. “A Luta Pela Terra no Campo Brasileiro: uma Análise de Dado.” *Revista Cadernos do Logepa*, Vol. 3, No. 2, 2004, pp.36-52.)。

⁴ ブラジル地理統計院 (IBGE) が提供する 2010 年の全国家計調査結果より。
(http://www.ibge.gov.br/home/presidencia/noticias/noticia_visualiza.php?id_noticia=2017&id_pagina=1 2012 年 12 月 1 日最終アクセス)

⁵ 註 2 に同じ。

⁶ MST が 1985 年にリオ・グランド・スル州でおこなった最初の土地の占拠に対し、最高裁判所は違法ではないと判断を下した。

⁷ MST のウェブサイトを参照。

(<http://www.mstbrazil.org/resource/msts-proposal-peoples-agrarian-reform>. 2012 年 12 月 1 日最終アクセス)

⁸ 同上。

⁹ MST は教員養成もおこなっている。MST がおこなう教員養成コースは、各地域の学校や MST がサンパウロに設立した大学であるフロレスタン・フェルナンデス・ナショナル・スクールでおこなわれている。また、リオデジャネイロ大学やジュイズ・ジ・フォラ大学、エスピリト・サント大学、パライバ大学とプログラム提携を結ぶなどもしている。

【付記】

本稿は、JSPS 科研費 24602002 (研究代表者: 石丸香苗『貧困削減及び森林への影響から見たアマゾン土地なし農民運動への学際的アプローチ』基盤研究 (C)、2012~2014 年) の助成を受けた成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員 比較教育政策学講座 博士後期課程 2 回生)
(受稿 2012 年 9 月 3 日、改稿 2012 年 10 月 31 日、受理 2012 年 12 月 27 日)

The Education for the Community of Landless People in Brazil: Focusing on Landless Workers' Movement (MST)

TAMURA Noriko

Brazil has a skewed land distribution. Landless peasants in Brazil have illegally migrated into or “invaded” abandoned secondary forests and pastures since the 1970s. This is called the landless workers’ movement. The community formed by this movement is called *assentamento* or *acampamento*. MST (Landless Workers’ Movement; *Movimento dos Trabalhadores Sem Terra*) is an organization of a social movement, generally regarded as one of the largest social movements in Latin America. This paper examines what type of education MST provides to landless people living in the *assentamento* or *acampamento* and how MST has contributed to public education in Brazil. The analysis showed that what MST has demanded is public education along with MST’s unique educational policy and theory; MST has achieved this for the landless people in *assentamento* and *acampamento*. In addition, MST has contributed to the creation of the National Education Program of Agrarian Reform, which is not only for People in *assentamento* but also for those in rural areas. These findings indicated that MST has contributed to developing access to public education for people in rural areas as well as landless people.